

相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例チェックシート・措法39条

氏名 _____

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

1	<p>譲渡資産は相続又は遺贈により取得した財産ですか？</p> <p>(注1) 相続時精算課税の適用を受けた贈与により取得した財産又は相続若しくは遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与により取得した財産を含みます。</p> <p>(注2) 譲渡資産のうち相続又は遺贈により取得した部分とそれ以外の部分(自己取得分等)がある場合、相続又は遺贈により取得した部分のみが特例の対象となります。</p>	いいえ	特 例 の 適 用 を 受 け ら れ ま せ ん
はい			
2	<p>その相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額(納付税額に贈与税額控除額及び相次相続控除額を加算した金額)がありますか？</p>	いいえ	
はい			
3	<p>その相続税に係る課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡していますか？</p>	いいえ	
はい			
4	<p>その資産の譲渡は、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間に行われていますか？</p>	いいえ	
はい			
5	<p>その資産の譲渡について、譲渡益は算出されますか？</p> <p>(注1) 譲渡益の算出について、資産の譲渡が2以上ある場合には、譲渡をした資産ごとに計算します。</p> <p>(注2) 譲渡損失が生じている場合には、この特例の適用を受けることはできません。</p>	いいえ	
はい			
6	<p>その資産の譲渡について、措法35条3項(被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除)の特例を適用していませんか？ (適用していない⇒「はい」、適用している⇒「いいえ」)</p>	いいえ	
はい			
<p>譲渡益を限度として 特例の適用を受けることができます</p>			

(参考)

☆ 代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した方は、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」の裏面を参照してください。